

いよいよ10月から

幼児教育・保育の無償化 が始まります！

子育て世帯の負担の軽減と、未来を担う子どもたちに、質の高い教育・保育の機会を与えることを目的に、いよいよ10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

【保育幼稚園課 099-216-1258

各支所福祉課・保健福祉課】



幼児教育・保育の無償化の内容は？

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたち、また0歳から2歳までの子どもたちのうち、住民税非課税世帯を対象に保育料を無償化するものです。

なお、子どもの数に応じた保育料の減免制度は引き続き行います。

施設ごとの必要な手続きや無償化の内容は、裏面を見てね。



無償化になる費用とならない費用は？

【現行】

保育料	
延長保育料	
保護者の実費負担分	通園バス代
	行事費
	給食費(主食)
給食費(副食)	

【10月以降】

無償化	
延長保育料	
保護者の実費負担分	通園バス代
	行事費
	給食費(主食)
	給食費(副食)

保護者の負担が軽減されます

今年10月から教育・保育に係る利用料(保育料)は無償化され、これまで保護者の皆さんが施設に払っていた実費負担分(行事費・給食費など)は引き続き、ご負担いただくこととなります(給食費については保育所・認定こども園(保育所機能)を利用する0歳から2歳の子どもは徴収しません)。

保育所、認定こども園、幼稚園を利用する子どもの給食費のうち、副食の費用については、年収360万円未満相当の世帯やひとり親世帯の子ども、また、所得に関係なく、第3子以降(条件があります)は負担が軽減されます。

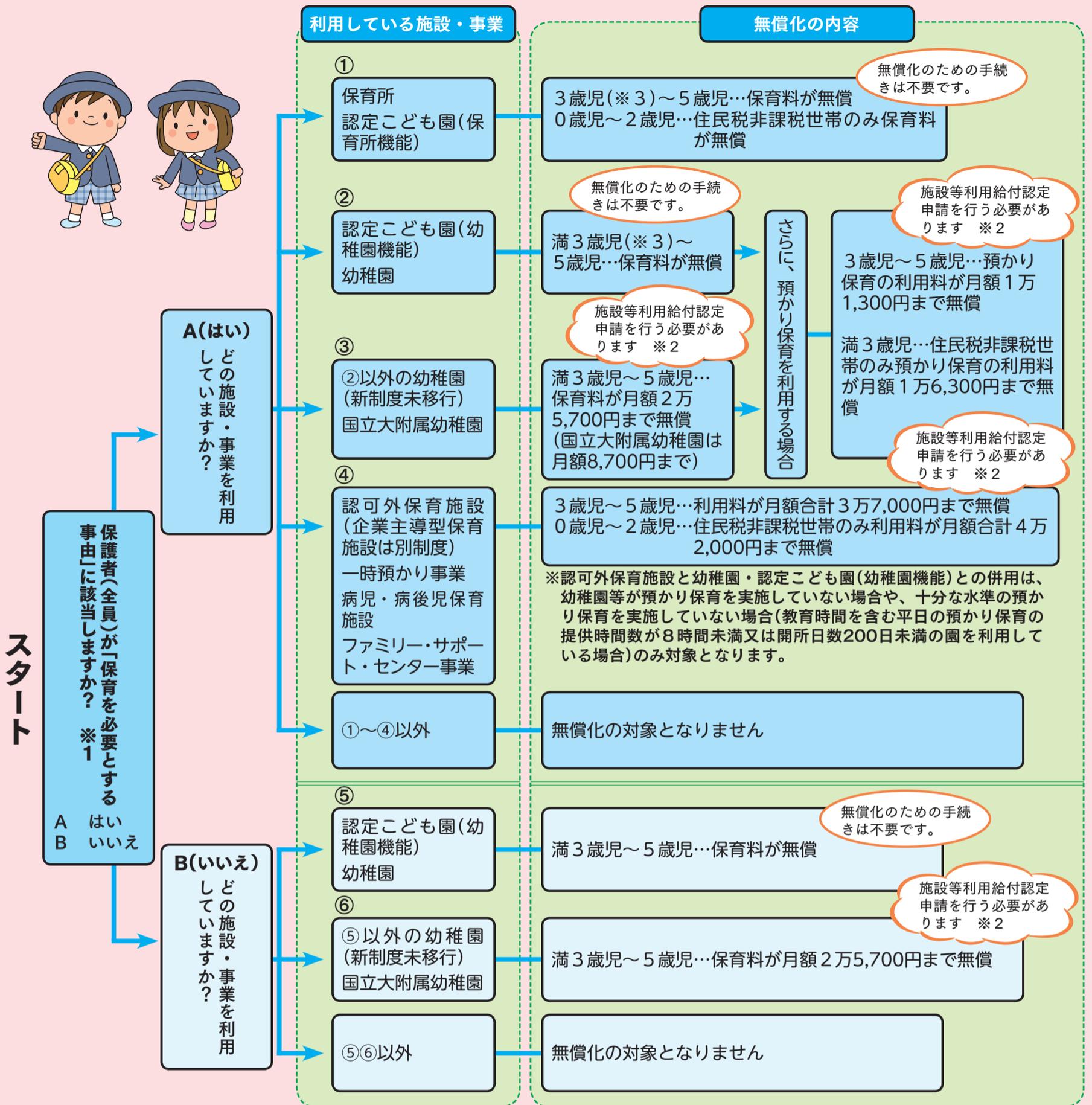
負担軽減の対象世帯には、後日、利用している施設を通じて市よりお知らせします。



給食費を含む実費負担や延長保育料は引き続き保護者の負担となります。

幼児教育・保育の無償化の制度と必要な手続きは？

ご利用の施設や事業の無償化がどのようになるか、下のフローチャートで確認してみましょう。



※1 「保育を必要とする事由」とは？

保護者(全員)が、就労、疾病・障害、妊娠・出産、介護・看護、就学などで保育ができない状態にあることをいいます。

※2 施設等利用給付認定申請とは？

無償化の対象者となるためには、施設等利用給付認定を市から受ける必要があります。申請書などは、各施設を通じてお渡しします(病児・病後児保育施設、ファミリー・サポート・センター事業は市役所本庁・各支所でお渡しします)。

※3 3歳児と満3歳児の違いは？

3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども
満3歳児…3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども

児童発達支援施設などの利用について

- ◇児童発達支援施設などの利用は引き続き無償です。
- ◇本市は従来から独自に無償化しているため、新たな手続きは必要ありません。
- ◇食費など、現在実費で負担しているものは引き続きお支払いいただきます。

【障害福祉課 099-216-1304】

企業主導型保育施設を利用する方へ

- ◇企業主導型保育施設の保育料も無償化の対象となります(市への手続きなどは不要です)。
- ◇企業主導型保育施設をご利用の方は、各事業所への申請や本市への利用報告が必要となります。
- ◇詳しくは、各事業所へお問い合わせください。

もっと詳しく幼児教育・保育の無償化のを知りたい!

内閣府では、幼児教育・保育の無償化の詳しい制度内容を掲載しています。詳しくは、内閣府子ども・子育て本部ホームページをご覧ください。

【幼児教育・保育の無償化】

